

1) フッ素配合 1,500ppm の歯磨きを承認

日本では、現在市場占有率及び使用者の割合が約9割に達しているフッ素配合歯磨剤。

これまでフッ化物を配合する薬用歯みがきは、フッ素として 1000ppm (0.10%) を配合するものだったが厚労省は3月17日、1500ppm のフッ素配合の薬用歯みがきを承認した。

日本歯磨工業会が同日付でフッ素の合計が 1000ppm を超え 1500ppm 以下である高濃度フッ化物配合歯磨剤に記載すべき以下の注意表示の自主基準を発表した。

注意表示に関する自主基準

1. 使用上の注意として、以下の事項を直接の容器等に記載すること。ただし、十分な記載スペースがない場合には、(2)の記載を省略してもやむを得ないこと。

(1) 6歳未満の子供には使用を控える旨

(2) 6歳未満の子供の手の届かない所に保管する旨

2. また、フッ化物のフッ素としての配合濃度を直接の容器等に記載すること。

ただし、1. の記載と別の記載箇所であっても差し支えないこと。

WHO(世界保健機関)専門委員会報告書(1994年)は、「早い時期からのフッ素配合歯磨剤の使用は、極軽度の歯のフッ素症を伴うことが報告され、このことは、幼児や低年齢の子どもたちは、歯磨剤のある量をうっかり嚥下してしまうことを裏付けている」、「6歳未満の子どもたちのフッ化物配合歯磨剤の使用上の注意は、親の管理の下で、使用量はほんの少量(長さ5mm 以下)にすべき」、「キャンディーのような香料を含んだ歯磨剤や1500ppm 以上のフッ化物濃度を含むような製品は、フッ化物の過剰な摂取をもたらすおそれがあるので、子どもたちへ推奨すべきではない(6歳未満の小児に使用させることは好ましくない)」としているからだろう。

2) ミネラルウォーターもフッ素濃度を緩和

また2月23日厚労省は消費量が増加しているミネラルウォーター(殺菌・除菌有)もフッ素濃度を、0.8mg/lだ

ったのを2mg/lに基準を緩和した。

そして、0.8 mg/L 以上のフッ素を含む場合、「7歳未満の乳幼児は、このミネラルウォーターの飲用を控えてください。(フッ素濃度〇mg/L)」との表示義務を課した。

2013年3月生活環境水道部会では、他の食品からのフッ素の摂取量が不明であること、我が国における基準の継続性及び斑状歯発生予防の観点から 0.8 mg/L (=水質基準値)を維持と評価していた。しかるに、同じ飲料水であるミネラルウォーターについては2倍以上に緩和した。

反対が根強い水道水のフッ素添加よりハードルが低いからではないか。

国際的にフッ素の過剰摂取が問題視されている中、安全性が十分に保証されているとは言えない。また他の食品からのフッ素の摂取量が不明という状況のまま、歯磨き剤もミネラルウォーターも小児が使用すると危険とされる量にまで、なぜ増やす必要があるのか。疑念が膨らむ。

フッ素の毒性

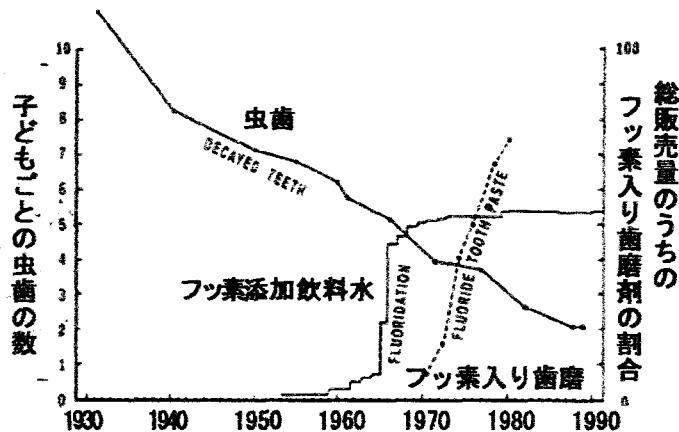
フッ素は軍事目的の神経ガスとして使われた過去がある。フッ素洗口・塗布用医薬品は、薬事法上「劇薬」指定だ。また米国の全米研究評議会(NRC)報告書(2006年)で、IQ低下、認知能力の有意な減少、神経伝達物質の阻害を指摘している。

2015年に、医療の影響の体系的なレビューを行う国際的な非営利団体のコクラン・コラボレーションは、フッ化物について包括的なレビューを発表。フッ化物には虫歯予防効果は無く、むしろ歯牙フッ素症という形で害になる。また、フッ化物の過剰摂取は、学習障害や甲状腺の病気、骨の病気の原因となるとしている。

医学雑誌のランセット・ニューロロジーでハーバード大やその他関係医師による研究発表では、フッ化物を発達神経毒2類に分類している。

この深刻な健康状態に関連している事実は正当化されないまま、米国の疾病管理予防センター(CDC)とアメリカの歯科医師会は、水のフッ素化を「安全かつ効果的」と宣伝し続けている。米国の公共水道供給の約70%に添加されている。その結果、劇的に虫歯が減少

したという通説が作られた。実際、アメリカでは虫歯が減少したが、実は、全くフッ素とは関係なく、フッ素添加のずっと以前から減少し続けている。(図)



フッ化物を使っていない他の先進国でも劇的に減少しているし、日本においてもむし歯は1970年前後をピークに、幼小中高の年齢層が同じ傾斜で減少し続けおり、大きく減っている。

フッ素はアルミニウムやウランを精錬する際に多量に出来る有害産業廃棄物である。これを安全に投棄しなければ、企業の存続が危くなる。そこで、比較的安全な濃度にうすめて全世界の水道水に混ぜて消費するほか、様々の薬品にして歯科医師に「むし歯を予防する」という名目で使用させることで解消。このため莫大な宣伝費が使われ、大きな利権となっている。米国では医学研究団体や歯科研究団体の見解をよそに、数多くのグループが水道水フッ化物添加に反対論を掲げる。

相反する見解のある物質の利用については私たちは深く調べる必要がある。そしてリスクがあるとされるものは使わないのが賢明だ。

日本で起きているフッ素添加水道導入の動きや歯磨き等への使用量拡大は、フッ素推進組織から日本に相当の圧力があることを伺わせる。

フッ素入り水道水を断固拒否し、フッ素入りの歯磨きやミネラルウォーターを避けよう。(安田)

ことば スノーデンの言葉

小笠原みどり『スノーデン、監視社会の恐怖を語る 独占インタビュー全記録』より

「言論の自由や信教の自由といった権利は、歴史的に少数者のものです。

もし多数派として現状に甘んじているならば権力との摩擦は生じず、法による保護を必要とすることもない。

基本的人権とは少数者が政府から身を守るための盾であり、

これがなければ社会に存在する既存の力に対抗することはできません。

そして少数派が現状に抵抗できず、社会から多様な考え方が失われて、

人々が物事を客観的に見られなくなれば、将来のためのよりよい政治的選択肢を失うことになりま

す。

監視はどんな時代でも最終的に、権力に抗する声を押しつぶすために使われていきます。

そして反対の声を押しつぶすとき、僕たちは進歩をやめ、未来への扉を閉じるのです」

(156ページ)

「政府はよく監視について『隠すことがないなら恐れることはないだろう』と人々に向かって言います。

このフレーズはナチスのプロパガンダから来ています。けれどプライバシーはなにかを隠すためにあるのではありません。

プライバシーはなにかを守るためにある。

それは個です。

プライバシーは個人が自分の考えをつくりだすために必要なのです。

人は自分の信じることを決定して表現するまでに、他人の偏見や決めつけを逃れて、自分自身のために考える自由が必要です。

多くの方がまだそのことに気づいていませんが、だからプライバシーは個人の権利の源なのです。

プライバシーがなければ表現の自由は意味をなさない。プライバシーがなければ、言いたいことを言い、あるがままの自分ではいられない。

プライバシーがなければ自分を個人とは主張できない。

それは全人格を集団に吸収されることです。

どこかで読んだことを話し、友だちの考えたことを繰り返すだけなら、

オウムと一緒にです。

(173ページ)